

短期入所生活介護運営規程

社会福祉法人愛知育児院

特別養護老人ホーム南山の郷指定短期入所生活介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人愛知育児院が設置経営する特別養護老人ホーム南山の郷（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム南山の郷
- (2) 所在地 名古屋市昭和区南山町5番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務、同一敷地内の他事業所との兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者

一、副施設長 2名（常勤2名、うち1名は介護支援専門員との兼務）

施設長を補佐し、施設の業務遂行にあたる。

二、医師 1名以上

医師は、利用者の健康管理及びその指導を行う。

三、生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

四、看護職員及び介護職員 34名以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

介護職員は、短期入所生活介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

五、管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、献立作成、栄養量計算、及び給食記録を行い、給食業務に従事する。

六、機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。

七、調理員 3名以上

調理員は、利用者に対する給食の業務を行う。

(3) 事務職員 1名以上

必要な事務を行う。

(4) 清掃職員 1名以上

(5) 洗濯職員 1名以上

(利用定員)

第5条 指定短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

(1) 併設利用型 20名(多床室 14名、従来型個室 6名)

(2) 空床利用型 特別養護老人ホームの定員80名以内(多床室 62名、従来型個室 18名)

(短期入所生活介護の内容及び利用料等)

第6条 指定短期入所生活介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、当該サービスについて厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。

(1) 入浴、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) 健康チェック

(4) 送迎

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護に要した送迎の費用は、次の額を徴収する。

- (1) 事業の実施地域を越えてから、片道10キロメートル未満 325円
- (2) 事業の実施地域を越えてから、片道10キロメートル以上 1キロメートルを超える毎に33円加算

3 その他の費用

事業所は前1項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

- (1) 滞在費 多床室 855円(4室)(1日当り)
従来型個室 1,171円(6室)(1日当り)
- (2) 食費は1,445円(朝食255円、昼食640円、夕食550円)を徴収する。
- (3) おやつ・飲料代 120円(1日当り)を徴収する。
- (4) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
行事食等(敬老会、夏祭り、寿司の日、バイキング食等) 要した費用の実費
- (5) 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用 実費
- (6) 電気料金 テレビ、暖房器具等(1品目) 50円(1日)
- (7) 理美容代 実費

4 事業所は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当っては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむをえない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め利用者又はその家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 事業所は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付することとする。

(通常の送迎事業の実施地域)

第7条 通常の送迎事業の実施地域は、名古屋市全域の区域とする。

(衛生管理等)

第8条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修

及び訓練を定期的に実施する。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所は、指定短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずることともに、管理者に報告する。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 事業所は、安全かつ適切に質の高いサービスを提供するために事故発生の指針(別添)を定め、事故を防止するための体制を整備する。

2 事業所は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じる。

5 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

6 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情対応)

第13条 サービスの提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。

2 サービスの提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。

4 事業所は、提供した指定短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導

又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(個人情報の保護)

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための従業者に対する研修の実施
- 2 従業者は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
 - (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
 - (5) 食事を与えないこと。
 - (6) 利用者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
 - (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
 - (8) 現に受けているサービスが受けられない旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
 - (9) 性的な嫌がらせをすること。
 - (10) 当該利用者を見捨てること。

(身体的拘束等)

第16条 事業所は、利用者の身体的拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、あらかじめ利用者の家族に利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体的拘束等の態様及び目的、身体的拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を文書で受けた時にのみ、その条件と

期間内にて身体的拘束等を行うことができる。

- 2 前項の規定により身体的拘束を行う場合には、管理者及び介護従事者等により検討会議等を行う。また、経過観察記録を整備する。

(地域との連携)

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、全ての短期入所生活介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定短期入所生活介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間（その完結の日から5年間）は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人愛知育児院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成12年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成13年10月1日から施行する。
- この規程は、平成15年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成16年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成17年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成20年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成21年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成22年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成23年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成25年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成26年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成27年 8月1日から施行する。
- この規程は、平成28年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成29年 6月1日から施行する。
- この規程は、平成30年 6月1日から施行する。
- この規程は、令和1年 6月1日から施行する。
- この規程は、令和1年10月1日から施行する。
- この規程は、令和2年 6月1日から施行する。
- この規程は、令和3年 4月1日から施行する。
- この規程は、令和4年 6月1日から施行する。
- この規程は、令和6年 4月1日から施行する。